

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成29年6月1日

世田谷区

### 1. 業務委託の概要

#### (1) 件名

世田谷区土地利用現況調査分析及び冊子作成業務委託

#### (2) 目的

本業務は、調査結果について集計・分析を行い、様々な角度から現況を捉え、世田谷の土地利用の特性や課題を把握することを目的とする。

#### (3) 業務内容(案)

土地利用の企画提案・分析集計業務

##### a) 企画提案書の作成

平成28年度土地利用現況調査の結果を活用して、世田谷区の土地利用の特性や課題等を把握することができる分析項目について、企画提案書の作成を行う。

分析項目の提案にあたっては、単純集計だけではなく、クロス集計等の活用を前提とし、国勢調査や住宅・土地統計調査をはじめとする各種統計調査、区の各種施策及び街づくりに関連する法律・制度の変遷といった近年の社会状況の変化等を踏まえ、多角的な視点で分析項目の提案を行う。

##### b) 分析集計

a) で提案した分析項目について、区との協議を踏まえ、分析集計を行う。

#### 冊子作成業務

で分析した分析結果について、文章を作成して図表や写真等用いて編集し、冊子「(仮称)世田谷の土地利用2016」を作成する。冊子の企画・編集に際しては、誰もが容易に理解できる基本的な内容と職員や学生が調査研究で活用する詳細な内容など、表現方法やデザイン、レイアウトを工夫して行う(冊子は、500部、A4版、フルカラー、100ページ程度、表紙ビニールコーティング、無線綴じを予定)。

#### (4) 履行期間

契約の日から平成30年3月31日まで

### 2. 参加資格

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項の規定による措置を現に受けていないこと

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 平成19年度以降に東京都及び都内区市町村、または東京都近郊の政令指定都市において、同種又は類似業務を行った実績を有すること。

「同種業務」：東京都又は東京23区いずれかの自治体から受託した土地利用現況調査の分析業務

「類似業務」：都内区市又は東京都近郊の政令指定都市の自治体から受託した都市計画基礎調査(都市計画法第6条における基礎調査)の分析業務

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知書を送付し、参加資格の確認ができなかった者には、提案書の提出者に選定されなかった旨を通知する。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の技術力及び実施体制(資格要件、専門技術力、専任性、実施体制の的確性等)
- (2) 予定技術者の取組み姿勢等(専門技術力の確認、地域精通度、取組み意欲等)
- (3) 企画提案書(業務内容の理解度、実施方針の的確性、特定テーマに対する提案の的確性・実現性・独創性、業務実施に際しての独創性と実現性、委託予定額)

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区都市整備政策部都市計画課(第一庁舎4階44番) 担当 柿澤、志村

電話：03-5432-2455

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成29年6月1日(木)から6月14日(水)

\* 土・日・祝日を除く8時30分から17時まで

場 所：上記(1)に同じ

方 法：希望者に無償配布する(区のホームページからダウンロード可)

#### (3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成29年6月14日(水)17時まで

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(必着)

参加表明書を提出する前に、要電話連絡(方法について確認)

#### (4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成29年7月20日(木)17時まで

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(必着)

### 6. その他

- ( 1 ) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る
- ( 2 ) 契約保証金  
免除
- ( 3 ) 契約書作成の要否  
要
- ( 4 ) 関連情報を入手するための照会窓口  
5 ( 1 ) に同じ
- ( 5 ) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：なし
- ( 6 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- ( 7 ) 詳細は説明書による。